

農業委員会第19回総会議事録

1. 日 時 令和7年1月15日（水）午前10時00分～午前11時15分

2. 場 所 鈴鹿市役所 本館12階 1203会議室

3. 出席委員（16人）

会長	鈴木 秀	会長職務代理者	森田 昭則		
1 番	前田 和幸	3 番	桐生 五郎	4 番	渥美 利男
5 番	打田 光橋	6 番	浦川 広巳	7 番	山中 進
8 番	阪田 泰久	9 番	市川 正之	10 番	舘 宣一
13 番	稲田 利幹	14 番	上田 みね子	16 番	大野 久美子
17 番	小林 登志樹	19 番	鈴木 啓之		

4. 欠席委員（3人）

2 番	間崎 孝至	12 番	平子 伸	15 番	豊田 栄美子
-----	-------	------	------	------	--------

5. 事務局

農業委員会事務局	伊與田次長、坂総務GL、吉村、森
農林水産課	岡農政GL、大石

6. 議事

第1 第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請について（所有権）
第2号議案	農地法第5条の規定による許可申請について（所有権）
第3号議案	農地法第5条の規定による許可申請について（貸借権）
第4号議案	農地法第5条許可申請の事業計画変更承認申請について
第5号議案	農用地利用集積計画について
報告事項第1号	農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告事項第 2 号 使用貸借契約の解約について

報告事項第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（相続等届出）

報告事項第 4 号 農地法第 4 条の規定による届出について

報告事項第 5 号 農地法第 5 条の規定による届出について（所有権）

報告事項第 6 号 農地法第 5 条の規定による届出について（貸借権）

報告事項第 7 号 農地の転用事実に関する照会について（法務局）

報告事項第 8 号 非農地証明願いについて

報告事項第 9 号 時効取得による移転について

報告事項第 10 号 取下願・取消願の承認について

報告事項第 11 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

7. 会議の概要

事務局

それでは、定刻となりましたので、鈴鹿市農業委員会第 19 回総会を開会いたします。開会にあたりまして、鈴木会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

鈴木会長、ありがとうございました。今後の議事進行につきましても、お願いいたします。

議長（会長）

それでは、お手元の事項書に従いまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第 19 回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を議席番号第 4 番渥美利男委員、議席番号第 5 番打田光橋委員にお願い申し上げます。

それでは、議事第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

議案書1ページ、及び別表の農地法第3条の借受・譲受人の農業経営の状況をご覧ください。

まず、1の137番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも田が2筆、登記地目・山林、現況地目・田が2筆、合計面積は3,129㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。また、譲受人の農作業暦、労働力、通作距離、従事日数、保有農機具の状況は別表のとおりです。番号ごとに記載しておりますので都度ご参照ください。

続きまして、1の159番は国府地区、申請地は平野町地内、登記地目・現況地目ともに田、合計面積は283㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、2の158番は庄野地区、申請地は庄野東三丁目地内、登記地目・現況地目ともに田、面積は469㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。なお譲受人の耕作面積が0となっておりますが、現在貸付中の農地を所有しており、過去に営農経験があるとのことですので、新規営農者面接は行っておりません。

続きまして、3の155番は加佐登地区、申請地は広瀬町地内、登記地目・現況地目ともに田、合計面積は2,974㎡です。取得後は水稻・野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、4の156番は牧田地区、申請地は算所一丁目地内、登記地目・現況地目ともに畑、合計面積は633㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、5の161番は石薬師地区、申請地は石薬師町地内、登記地目・現況地目ともに畑、面積は1,686㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお農機具は保有しておりませんが、必要なものを随時レンタルして耕作を行うとのことですので。

続きまして、9の153番は河曲地区、申請地は木田町地内、登記地目・現況地目ともに畑、合計面積は584㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、16の160番は天名地区、申請地は御菌町地内、登記地目・現況地目ともに田、面積は888㎡です。取得後は水稻・野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、16の162番は天名地区、申請地は御菌町地内、登記地目・田、現況地目・畑、面積は43㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、18の157番は井田川地区、申請地は西富田町地内、登記地目・現況地目ともに畑、面積は494㎡です。取得後は水稻・野菜・果樹を栽培するとの申請です。

続きまして、21の151番は深伊沢地区、申請地は深溝町地内、登記地目は田、現況

地目は田及び畑、合計面積は 2,184 m²です。取得後は水稻、野菜及び茶を栽培するとの申請です。

続きまして、21 の 152 番は深伊沢地区、申請地は深溝町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は 1,451 m²です。取得後は水稻、野菜及び茶を栽培するとの申請です。

続きまして、22 の 154 番は鈴峰地区、申請地は長沢町地内、登記地目は田、現況地目は畑、面積は 1,822 m²です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、22 の 163 番は鈴峰地区、申請地は小社町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 523 m²です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、22 の 164 番は鈴峰地区、申請地は長沢町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 279 m²です。取得後はキノコを栽培するとの申請です。

以上、申請件数は 15 件、いずれの案件につきましても、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 1 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第 1 号議案は全員賛成で承認いたします。

続きまして、第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。議案書 4 ページ、及び別表 4 ページ目の位置図をご覧ください。

まず、1 の 182 番は国府地区、申請地は住吉町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 1,530 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、464.06 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、1 の 185 番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は 8,343 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、6,562.7 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断され

ます。なお、こちらは3,000 m²を超える太陽光案件の為、1月10日に現地確認を実施しています。

続きまして、1の191番は国府地区、申請地は平野町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は922 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、335.79 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、3の175番は加佐登地区、申請地は高塚町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は3,228 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、1,608.75 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。なお、こちらは3,000 m²を超える太陽光案件の為、12月10日に現地確認を実施しています。

続きまして、3の177番は加佐登地区、申請地は高塚町地内、登記地目・田、現況地目・畑が1筆、ともに畑が3筆、合計面積は1,221 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、520.05 m²です。農地区分は、第3種農地と判断されます。

続きまして、6の184番は白子地区、申請地は寺家町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,004 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、418.50 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、9の181番は河曲地区、申請地は木田町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は1,264 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、419.19 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、15の183番は栄地区、申請地は磯山町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は965 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、427.30 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、15の186番は栄地区、申請地は磯山町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,021 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、427.39 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、15の187番は栄地区、申請地は磯山町地内、登記地目・現況地目とも田が3筆、ともに畑が1筆、合計面積は909 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、325.63 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、15の188番は栄地区、申請地は磯山町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,014 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、427.39 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、22の189番は鈴峰地区、申請地は小社町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は497 m²です。申請内容は、当該地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、22 の 190 番は鈴峰地区、申請地は伊船町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 830 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、427.39 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、22 の 192 番は鈴峰地区、申請地は小岐須町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は 821 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、335.79 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

以上、申請件数は 14 件、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 2 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第 2 号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

議案書 7 ページ、及び先ほどご覧いただいた位置図の続き 18 ページ目をご覧ください。

まず、4 の 53 番は牧田地区、申請地は弓削町地内、登記地目・現況地目とも田、土地の面積は 2,968 m²ですが、営農型太陽光については、ポール等が地面に接する部分のみを転用面積と考えますので、本件の場合転用面積は 17.86 m²となります。パネル設置面積は、1,338.07 m²で、パネル下部では櫛を栽培するとのことです。農地区分は、農用地と判断されます。農用地は、転用を原則として許可しない農地ですが、一時的な利用に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。なおこちらは、後に説明いたします事業計画変更申請の 4-11 番と合わせて行われるものになります。

続きまして、7 の 50 番は稲生地区、申請地は稲生四丁目地内、登記地目・畑、現況地目・宅地、面積は 350 m²です。申請内容は、当該地を農家住宅用地とするものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。なおこちらは、既に着工しておりますが、農地転用許可済みと勘違いをして着工してしまったとの始末書が提出されておりますことから、これを追認するものです。

続きまして、7 の 54 番は稲生地区、申請地は野村町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は 379 m²です。申請内容は、当該地を農家住宅用地とするものです。農

地区区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、16の51番は天名地区、申請地は御菌町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は294㎡です。申請内容は、当該地を農家住宅用地とするものです。農地区区分は、甲種農地と判断されます。甲種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。

続きまして、16の55番は天名地区、申請地は徳田町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は182㎡です。申請内容は、当該地を分家住宅用地とするものです。農地区区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、21の52番は深伊沢地区、申請地は深溝町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は1,094㎡ですが、営農型太陽光については、ポールが地面に接する部分のみを転用面積と考えるので、本件の場合転用面積は0.13㎡となります。申請内容は、当該地を営農型太陽光パネル設置用地とするもので、令和4年2月に許可した案件の更新です。下部の農地につきましては、認定農業者の〇〇〇〇〇が利用集積で耕作するため、許可期間は10年の申請となります。パネル設置面積は、414.2㎡で、パネル下部ではキクラゲを栽培するとのことです。農地区区分は、農用地と判断されます。農用地は、転用を原則として許可しない農地ですが、一時的な利用に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。

以上、申請件数は6件、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しく願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第3号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

鈴木啓之委員

農地転用許可を得ずにうっかり着工しました。後で始末書を添付して申請すれば認められることに、何か疑問が残るのですが。

事務局

始末書が添付され、農地転用許可できる場所等であれば、許可をすることによって是正することになります。

議長（会長）

他によろしいですか。

森田委員

営農型太陽光パネル設置の案件ですが、営農計画に、いつ植栽して、いつから出荷するのか記載されていますか。

事務局

今から作付けをして、3年目4年目に徐々に取れ始めて、5年目からは、ほぼほぼ収穫できる試算で提出されています。

森田委員

収穫実績としては、3年後に提出していただくということですか。

事務局

1年目から実績を提出していただきます。

森田委員

もう一つの営農型太陽光パネル設置の案件について、更新とのことですが、実績は通常の80パーセント以上なされていますか。

事務局

こちらの実績につきましては、通常の8割を満たしていないとの報告を受けています。

森田委員

満たしていなくても、許可できるのですか。

事務局

今回通常の8割を満たされていないということでしたので、営農計画を改善していきたいとの申請となっています。

森田委員

分かりました。

鈴木啓之委員

8割超えるまで更新を止めて置いたらいいのではないですか。規定を超えていないのに許可してしまうのはおかしいのではないですか。

事務局

そうすると一旦復元をする必要が生じます。

森田委員

ただ全国的には8割が条件ということで、これ更新ですよ、満たしていないのに許可するということは、良くないと思うのですが。

事務局

国が示す指針では、営農型太陽光発電設備の設置が、原因とはいえないやむを得ない事情により、下部の農地の利用の程度が著しく劣っていることや下部の農地において単収が減少していること等が見られる年がある場合には、その事情及びその他の年の営農の状況を十分勘案して判断する必要があるとされていますので、収量8割の考え方と改善計画の精査し、次回の総会で報告させていただきます。

森田委員

事務局の方でお願いします。

議長（会長）

改善計画について、我々委員に分かるようにしてもらえますか。

事務局

次回に資料をお配りしたいと思います。

議長（会長）

他によろしいですか。別段無いようでございますので、営農型の案件を含むすべての第3号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第4号議案 農地法第5条許可申請の事業計画変更承認申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第4号議案 農地法第5条許可申請の事業計画変更承認申請について説明いたします。

議案書9ページ、及び先ほどご覧いただいた位置図の続き24ページ目をご覧ください。

3の12番は、太陽光パネル設置用地として令和6年7月18日付け第506-9-64号で許可いたしました事業計画の一部を変更したい旨の申請です。今回の申請は、パネル枚数及びパネル設置率の変更です。変更理由としては、価格高騰によるパネルメーカーの変更や、管理用通路のためにフェンスをセットバックしたことなどによるもので、パネル枚数が162枚から160枚に、設置率が36.47%から36.03%に変わります。

4の11番は、営農型太陽光パネル設置用地として令和6年4月17日付け第506-10-14号で許可いたしました事業計画の一部を変更したい旨の申請です。今回の申請は、フェンスの設置に伴う転用面積の変更です。変更理由としては、発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令などが、令和6年10月1日に改正されたことにより、発電所外周へフェンスを設置する必要が生じたことによるもので、転用面積が4.39㎡から17.86㎡に変わります。なおこちらは転用面積が変更となるため、先に説明いたしました5条貸借権4-53と合わせて行うものです。

以上2件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第4号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第4号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第5号議案 農用地利用集積計画についてでございます。別冊の農用地利用集積計画（案）の6ページ30番は、〇〇委員に関連する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により〇〇委員の退席を求めます。

(〇〇委員 退席)

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

第 5 号議案 農用地利用集積計画について、A4 横別冊の農用地利用集積計画案により説明します。

計画書 6 ページ目をお開きください。30 番は、石薬師地区で使用貸借です。

以上の計画要請の内容は、従事日数など、令和 5 年 4 月 1 日改正による農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定に基づく改正前の同法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。また、すべてで権利関係者が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。なお、附則第 5 条には、施行後 2 年間は従前の例によることができる旨規定されていることを申し添えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、この議案は全員賛成で承認いたします。

それでは、〇〇委員の着席を求めます。

(〇〇委員 着席)

引き続き、農用地利用集積計画（案）の 34 ページ 178 番は、〇〇委員に関連する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により〇〇委員の退席を求めます。

(〇〇委員 退席)

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

つづきまして、34 ページ目は栄地区で、178 番は米 60kg の物納です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、この議案は全員賛成で承認いたします。

それでは、〇〇委員の着席を求めます。

(〇〇委員 着席)

引き続き、残りの第 5 号議案につきまして、事務局より説明いたします。

事務局

計画書 1 ページ目をお開き下さい。最初に国府地区です。1 番は、米 150kg の物納です。2 番は、米 30kg の物納です。3 番は、米 30kg 相当の金納です。4 番は、米 30kg 相当の金納です。5 番は、米 30kg の物納です。6 番は、米 30kg の物納です。

つづきまして、2 ページ目からは庄野地区です。7 番は、米 24kg の物納です。8 番は、3 筆合計で 90kg の物納です。9 番は、米 25kg 相当の物納です。10 番は、米 35 kg の物納です。11 番は、米 15 kg の物納です。12 番は、米 15kg、米 25kg の物納です。

つづきまして、3 ページ目からは加佐登地区です。13 番から 15 番は使用貸借です。16 番は、米 30 kg の物納です。17 番は、米 30 kg の物納です。18 番は、米 30 kg の物納です。

つづきまして、4 ページ目からは牧田地区です。19 番は、米 60kg の物納です。20 番は、米 10kg、米 30kg の物納です。21 番は、米 25kg 相当の金納です。22 番は、米 35kg の物納です。23 番は、米 10kg の物納です。24 番は、中間管理機構をとおした米 20kg の物納です。

つづきまして、5 ページ目 25 番は、中間管理機構をとおした米 20kg の物納です。26 番は、中間管理機構をとおした米 30 kg、米 40 kg の物納です。27 番から 29 番は所有権移転です。

つづきまして、6 ページ目からは石薬師地区です。30 番は冒頭ご審議いただいております。31 番から 34 番までは使用貸借です。

7 ページ目からは、白子地区です。35 番は、使用貸借です。36 番は、欠番です。37 番は、米 15 kg の物納です。38 番は、米 15 kg の物納です。39 番は、米 15 kg の物納です。40 番は、米 15 kg の物納です。41 番は、米 5 kg の物納です。42 番は、米 15 kg の物納です。

つづきまして、8 ページ目 43 番は、米 15 kg の物納です。44 番は、米 15 kg の物納です。

9 ページ目からは、稲生地区です。45 番は、使用貸借です。46 番、47 番は米 20 kg 相当の金納です。48 番は欠番です。49 番は、米 20 kg の物納です。50 番は、1 筆 15kg の物納です。

つづきまして、10 ページ目からは飯野地区です。51 番は、米 10 kg の物納です。52 番、53 番は米 35 kg の物納です。54 番は、米 10kg、米 35 kg の物納です。55 番は、米 25 kg、米 35 kg の物納です。

11 ページ目からは、河曲地区です。56 番は、使用貸借です。57 番 58 番は、米 25 kg の物納です。59 番は、米 35 kg の物納です。60 番、61 番は米 60 kg の物納です。62 番は、米 30 kg の物納です。63 番は、米 10 kg、米 20 kg の物納です。

つづきまして、12 ページ目 64 番は、米 25kg、米 50 kg 相当の金納です。65 番は、米 50 kg の物納です。66 番は、米 45 kg の物納です。67 番は、米 15 kg の物納です。68 番は、米 30 kg の物納です。69 番は、米 60 kg の物納です。70 番は、米 30 kg、45 kg、

50 kgの物納です。

つづきまして、13 ページ目 71 番は、米 35 kg、30 kgの物納です。72 番は、米 25 kg、35 kg相当の金納です。73 番は、米 10 kg、25 kg、35 kg、50 kgの物納です。74 番は、米 50 kgの物納です。

つづきまして、14 ページ目 75 番は、米 50 kg相当の金納です。76 番は、8,800 円の金納です。77 番は、米 25kg、米 35kg の物納です。78 番は、米 25kg、米 50 kgの物納です。79 番は、米 35 kgの物納です。

つづきまして、15 ページ目 80 番は、米 45 kg相当の金納です。81 番は、米 30 kgの物納です。82 番は、米 50kg 相当の金納です。83 番は、米 25 kg相当の金納です。84 番は、米 25 kg、米 35 kg、米 50 kgの物納です。

つづきまして、16 ページ目 85 番は、米 50 kgの物納です。86 番、87 番は米 25 kgの物納です。88 番は、米 50 kgの物納です。89 番は、米 30 kg相当の金納です。90 番は、米 25kg、米 35 kg、米 50kg の物納です。91 番は、米 35 kgの物納です。

つづきまして、17 ページ目 92 番は、米 35 kg、米 50kg の物納です。93 番は、米 50 kgの物納です。94 番は、米 50 kgの物納です。95 番は、米 20 kg、米 30 kgの物納です。96 番は、米 15 kg、米 35 kg、米 50 kgの物納です。97 番は、米 25 kg、米 50 kgの物納です。

つづきまして、18 ページ目 98 番は、米 30 kg、米 40 kg、米 50 kgの物納です。99 番は、米 25kg、米 45 kgの物納です。100 番は、米 25kg の物納です。101 番は、米 30kg、米 50kg の物納です。102 番は、米 25kg の物納です。

つづきまして、19 ページ目 103 番は、米 35 kg、米 50 kgの物納です。104 番は、米 25 kg、米 50 kgの物納です。105 番は、米 50kg 相当の金納及び米 50 kgの物納です。

つづきまして、20 ページ目 106 番は、米 10 kg、米 50 kgの物納です。107 番は、米 35 kg、米 50 kgの物納です。108 番は、米 25kg の物納です。109 番は、米 25kg の物納です。110 番は、米 25kg、米 35 kg、米 50 kgの物納及び、米 35 kg相当の金納です。

つづきまして 21 ページ目 111 番は、米 15kg、米 30 kg、米 50 kg相当の金納です。112 番は、米 5 kg、米 25kg、米 35 kg、米 50 kgの物納です。113 番、114 番は、米 10 kg相当の金納です。115 番は、米 30kg 相当の金納です。

つづきまして、22 ページ目 116 番は、米 25kg、米 35 kg、米 50 kgの物納です。117 番は、米 10 kg、米 25kg、米 35 kg、米 50 kgの物納です。

23 ページ目からは、一ノ宮地区です。118 番、119 番は、使用貸借です。120 番は、2 筆で 3.5 俵の物納です。121 番は、1 筆 8,000 円の金納です。122 番は、米 60 kg相当の金納です。123 番は、米 50kg の物納です。124 番は、米 25kg の物納です。125 番は、米 25kg、米 35 kgの物納です。

つづきまして、24 ページ目 126 番は、米 10kg、米 25 kgの物納及び使用貸借です。127 番は、米 10kg の物納です。128 番は、米 25 kg、米 50 kgの物納です。129 番は、

米 25kg の物納です。130 番は、米 10kg、米 25 kg の物納です。

つづきまして、25 ページ目 131 番は、米 10kg、米 25 kg の物納です。132 番は、米 10kg の物納です。133 番は、米 25kg の物納です。134 番、135 番は米 50 kg の物納です。136 番は、米 25kg の物納です。

つづきまして、26 ページ目 137 番は、米 25 kg 相当の金納です。138 番は、米 25kg の物納です。139 番は、米 10kg の物納です。140 番は、米 25kg 相当の金納です。141 番は、米 25kg、米 35 kg 相当の金納です。142 番は、米 25 kg、米 50 kg の物納です。143 番は、米 25kg、米 35 kg 相当の金納です。

つづきまして、27 ページ目 144 番は、米 50 kg の物納です。145 番は、米 25kg の物納です。146 番は、米 35 kg の物納です。147 番は、米 25 kg の物納です。148 番は、米 25kg、米 35 kg の物納です。149 番は、米 25 kg の物納です。150 番は、米 35kg の物納です。151 番は、米 35kg、米 50 kg 相当の金納です。

つづきまして、28 ページ目 152 番から 153 番は、米 25kg の物納です。154 番は、米 25kg 相当の金納です。155 番は、米 50 kg 相当の金納です。

29 ページ目からは、箕田地区です。156 番は、米 10 kg、米 25kg、米 35 kg の物納です。157 番は、米 25kg、米 35 kg、米 50 kg の物納です。158 番は、米 30 kg の物納です。159 番は、米 30 kg 相当の金納です。

つづきまして、30 ページ目 160 番は、所有権移転です。通し番号が飛んでおりますが、228 番は、米 5 kg の物納です。

31 ページ目からは、玉垣地区です。161 番は、米 50 kg の物納及び使用貸借です。162 番は、米 50 kg の物納です。163 番は、中間管理機構をとおした米 50kg の物納です。164 番は、米 30 kg の物納です。165 番は、米 25kg、米 35 kg の物納です。

つづきまして、32 ページ目 166 番は、米 35kg の物納です。167 番は、米 35 kg の物納です。168 番は、米 35 kg の物納です。169 番は、米 50 kg の物納です。170 番は、米 50 kg の物納です。171 番は、米 30 kg の物納です。

つづきまして、33 ページ目 172 番は、米 30 kg の物納です。

34 ページ目からは、栄地区です。173 番から 175 番は使用貸借です。176 番は、米 20 kg の物納及び使用貸借です。177 番は、米 30 kg の物納です。178 番は、冒頭ご審議いただいております。

35 ページ目は、合川地区です。179 番は、米 40 kg の物納です。

36 ページ目は、久間田地区です。180 番は、使用貸借です。181 番から 182 番は、1 万円の金納です。

37 ページ目は、椿地区です。183 番から 189 番は、使用貸借です。

つづきまして、38 ページ目 190 番は、5 万円の金納です。191 番から 192 番は、1 万円の金納です。193 番は欠番です。

39 ページ目は、深伊沢地区です。194 番から 197 番は、使用貸借です。

つづきまして 40 ページ目 198 番、使用貸借です。199 番は、1 万円の金納です。200 番は、米 50 kg 及び 10kg の物納です。201 番は、2 万円の金納です。

つづきまして 41 ページ目 202 番は、中間管理機構をとおした 5,000 円の金納です。203 番は、5,000 円の金納です。204 番は、5,000 円の金納です。

42 ページ目は、鈴峰地区です。205 番から 44 ページ目 224 番までは、使用貸借です。

45 ページ目は、庄内地区です。225 番、226 番は使用貸借です。227 番は、15,000 円の金納です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 5 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第 5 号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項第 1 号から第 11 号につきまして一括して事務局より説明いたします。

事務局（議案書説明）

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項第 1 号から第 11 号の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告いたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。